

改正後	改正前
<p>4 再生資材等の使用の促進</p> <p>「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づく再生資源を利用して製造された製品は、その適用範囲により優先して基礎材、路盤材、アスファルト混合物等へ使用すること。</p> <p>(1) 使用再生資材</p> <p>ア 再生クラッシャーラン (R c)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R c c (コンクリート塊が全体重量比で 50%以上含まれた碎石) ・ R c a (アスファルト・コンクリート塊が全体重量比で 15%以上含まれた碎石) ・ R c x (R c c、R c a 以外の再生クラッシャーラン) <p>イ 再生粒度調整碎石 (R m)</p> <p>ㄥウ 再生砂</p> <p>ㄷエ 再生加熱アスファルト混合物</p> <p>エオ コンクリート雑割材</p> <p>なお、「R c」とは、再生材(コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻、溶融スラグ等)が全体重量比で 15%以上含まれた碎石である。</p>	<p>4 再生資材等の使用の促進</p> <p>「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づく再生資源を利用して製造された製品は、その適用範囲により優先して基礎材、路盤材、アスファルト混合物等へ使用すること。</p> <p>(1) 使用再生資材</p> <p>ア 再生クラッシャーラン (R c)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R c c (コンクリート塊が全体重量比で 50%以上含まれた碎石) ・ R c a (アスファルト・コンクリート塊が全体重量比で 15%以上含まれた碎石) ・ R c x (R c c、R c a 以外の再生クラッシャーラン) <p>イ 再生砂</p> <p>ウ 再生加熱アスファルト混合物</p> <p>エ コンクリート雑割材</p> <p>なお、「R c」とは、再生材(コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻、溶融スラグ等)が全体重量比で 15%以上含まれた碎石である。</p>

(2) 再生資材の使用の方針

原則として再生資材を使用するものとしている場合、再生資材の使用について請負者が再資源化施設側と供給状況等について協議することとし、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合又は工事監督機関が品質の確保ができないと判断した場合に限り、新材を使用することとする。

ア 再生クラッシャーラン

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。

- ・ 構造物の基礎材、裏込材、路盤材等

(ア)河川護岸の裏込材については、アスファルト・コンクリート塊を含んだ再生砕石を使用しないものとする。

(イ)鳥取県溶融スラグ使用基準（平成 19 年 1 月 30 日付第 200600158198 号 県土整備部長通知）に基づく溶融スラグ混合砕石の使用については、別途通知による。

イ 再生粒度調整砕石

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、供給状況を確認の上、原則として次の用途に使用する。

- ・ 上層路盤材

イウ 再生砂

略

イエ 再生加熱アスファルト混合物

略

イオ コンクリート雑割材

略

(2) 再生資材の使用の方針

原則として再生資材を使用するものとしている場合、再生資材の使用について請負者が再資源化施設側と供給状況等について協議することとし、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合又は工事監督機関が品質の確保ができないと判断した場合に限り、新材を使用することとする。

ア 再生クラッシャーラン

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。

- ・ 構造物の基礎材、裏込材、路盤材等

(ア)河川護岸の裏込材については、アスファルト・コンクリート塊を含んだ再生砕石を使用しないものとする。

(イ)鳥取県溶融スラグ使用基準（平成 19 年 1 月 30 日付第 200600158198 号 県土整備部長通知）に基づく溶融スラグ混合砕石の使用については、別途通知による。

イ 再生砂

略

ウ 再生加熱アスファルト混合物

略

エ コンクリート雑割材

略

(3) 設計図書における指定

略

(4) 積算上の扱い

ア 再生資材の単価は土木工事实施設計単価表によるものとし、記載されていない再生資材の単価は「鳥取県県土整備部設計単価決定要領」に基づき決定すること。

イ 再生資源の搬入に必要な経費（積込み及び運搬費用）については、土木工事標準積算基準書に基づき計上すること。

ウ 歩掛については、新材と同等の扱いとする。

エ 再生粒度調整砕石については、県内の製造施設が限定されており、県内全域において安定した供給が見込めないことから、発注時点は、新材を計上する。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について発注者と協議の上、使用を認め変更契約すること。

エオ 産業廃棄物（建設廃棄物）が発生する工事においては、最終処分場に搬出する建設廃棄物について、産業廃棄物の処理に係る税（以下「産廃税」という。）が課税される場合があるので、課税対象を確認の上、別に定める積算上の取扱いにより設計に産廃税相当額を計上すること。

附 則

この改正は、令和3年3月12日から施行し、同年4月1日以降調達公告する工事から適用するものとする。

(3) 設計図書における指定

略

(4) 積算上の扱い

ア 再生資材の単価は土木工事实施設計単価表によるものとし、記載されていない再生資材の単価は「鳥取県県土整備部設計単価決定要領」に基づき決定すること。

イ 再生資源の搬入に必要な経費（積込み及び運搬費用）については、土木工事標準積算基準書に基づき計上すること。

ウ 歩掛については、新材と同等の扱いとする。

エ 産業廃棄物（建設廃棄物）が発生する工事においては、最終処分場に搬出する建設廃棄物について、産業廃棄物の処理に係る税（以下「産廃税」という。）が課税される場合があるので、課税対象を確認の上、別に定める積算上の取扱いにより設計に産廃税相当額を計上すること。